



「下境地区」移転先検討箇所（案）

■移転先候補地選定の視点

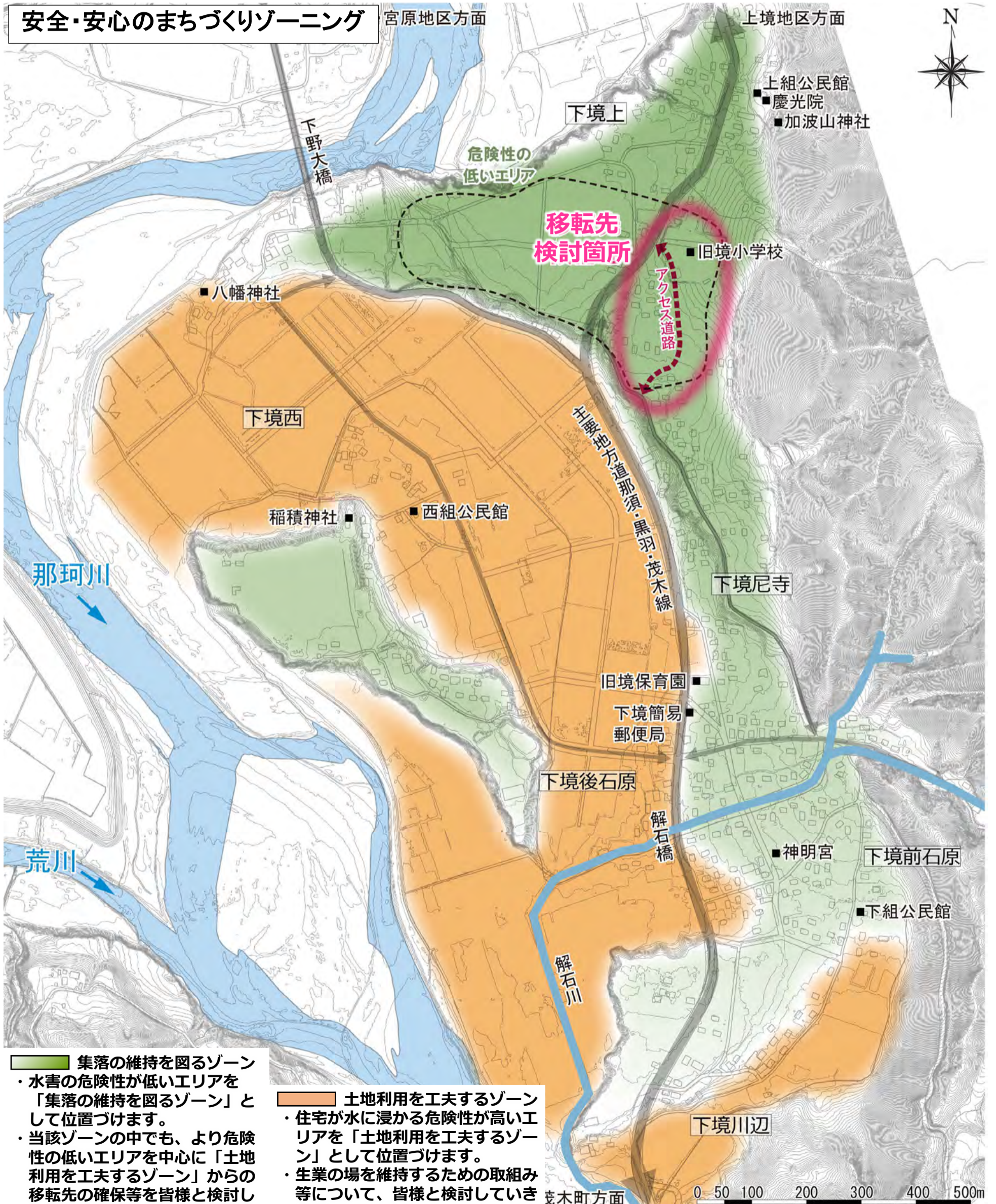
1 災害に対して安全性を確保できること

⇒ 参考 1.ハザードマップ参照

2 コミュニティを維持した集団移転が可能であること

3 法規制等に照らして迅速に整備可能であること

⇒ 参考 2.土地利用規制図参照

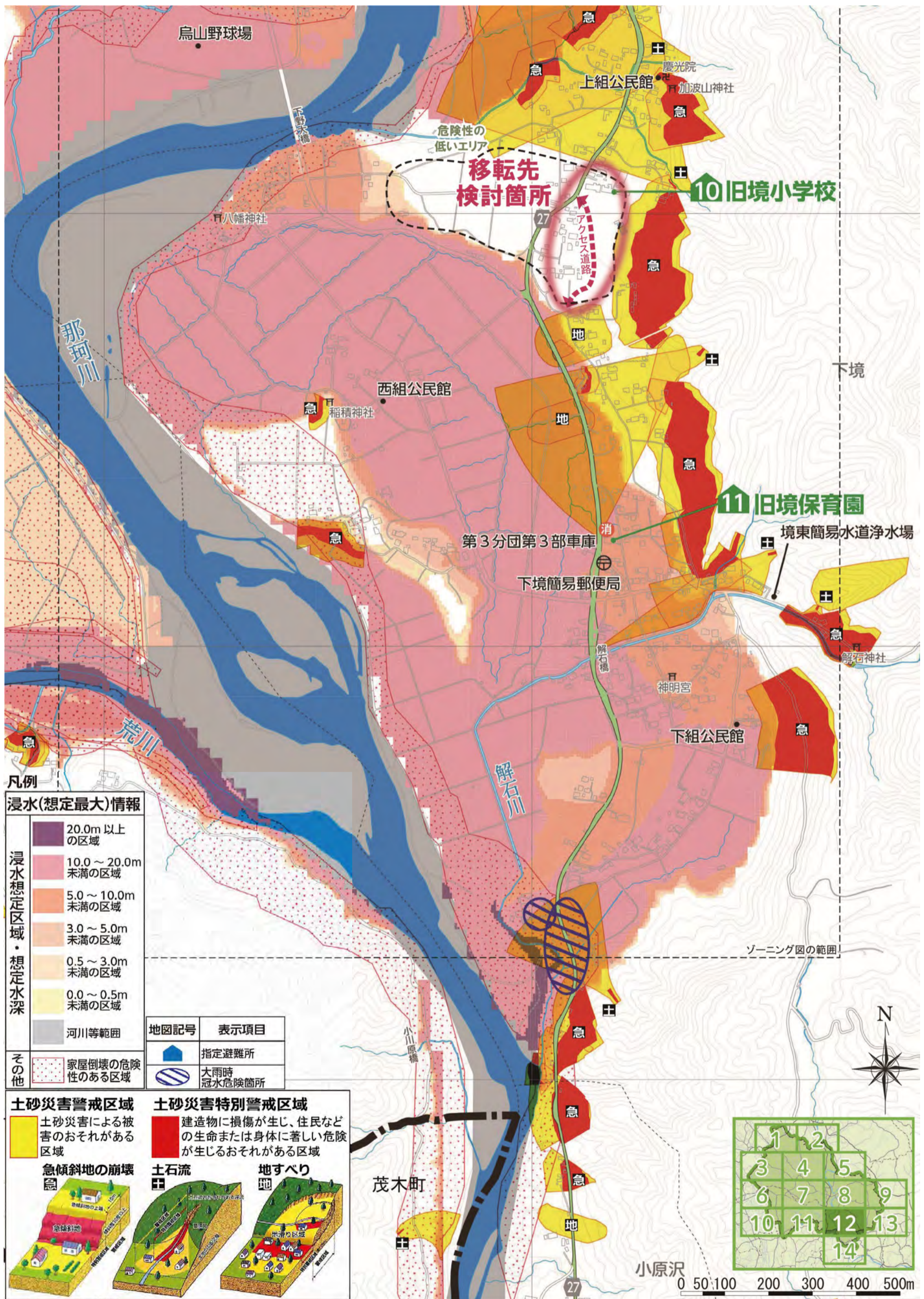


集落の維持を図るゾーン
 ・水害の危険性が低いエリアを「集落の維持を図るゾーン」として位置づけます。
 ・当該ゾーンの中でも、より危険性の低いエリアを中心に「土地利用を工夫するゾーン」からの移転先の確保等を皆様と検討していきます。

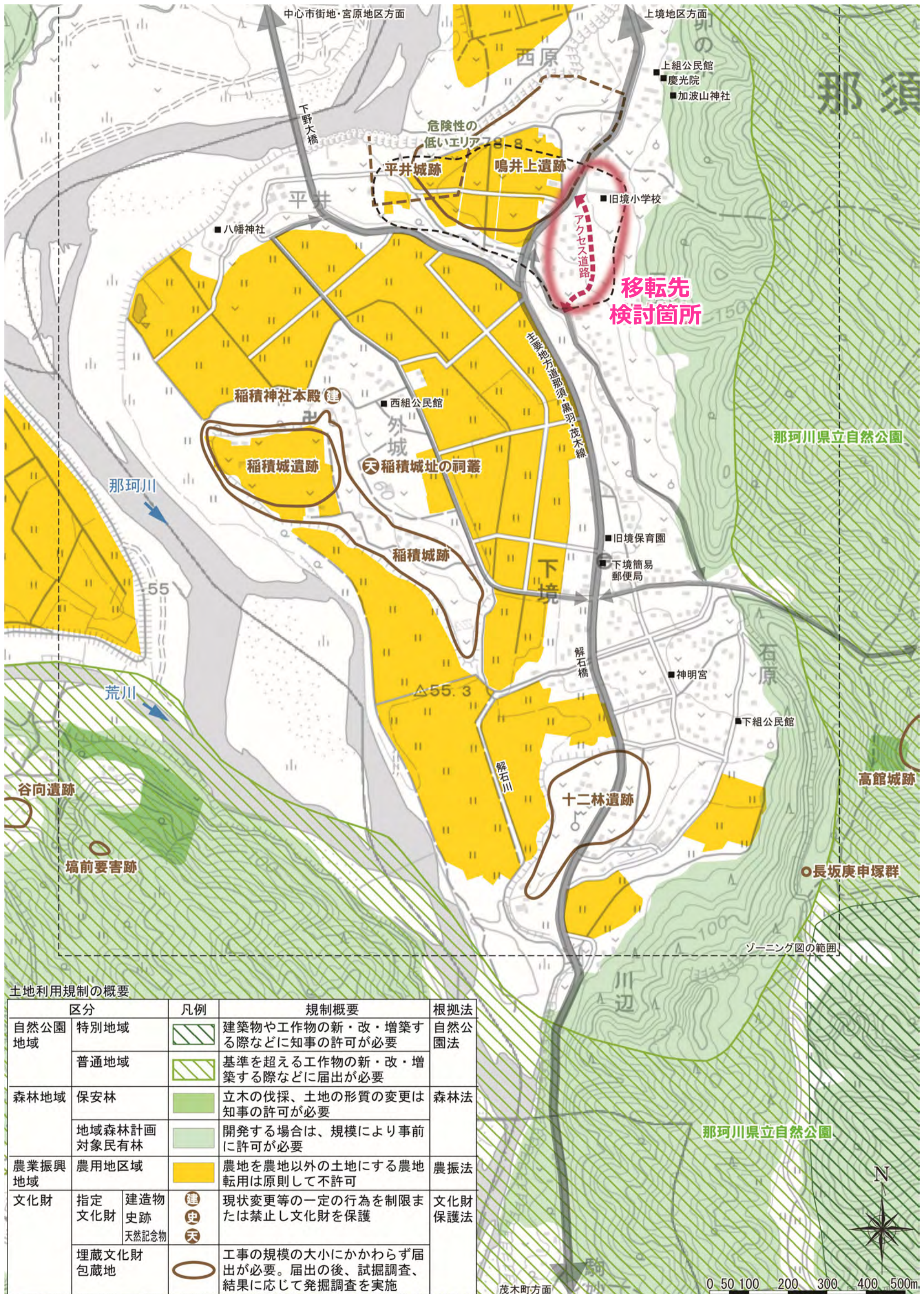
土地利用を工夫するゾーン
 ・住宅が水に浸かる危険性が高いエリアを「土地利用を工夫するゾーン」として位置づけます。
 ・生業の場を維持するための取組み等について、皆様と検討していきます。

※現時点での案であり、今後変更する可能性があります。

参考1.「下境地区」ハザードマップ



参考2.「下境地区」土地利用規制図



土地利用規制の概要

区分	凡例	規制概要	根拠法
自然公園 地域	特別地域	建築物や工作物の新・改・増築する際などに知事の許可が必要	自然公園法
	普通地域	基準を超える工作物の新・改・増築する際などに届出が必要	
森林地域	保安林	立木の伐採、土地の形質の変更は知事の許可が必要	森林法
	地域森林計画対象民有林	開発する場合は、規模により事前に許可が必要	
農業振興 地域	農用地区域	農地を農地以外の土地にする農地転用は原則して不許可	農振法
文化財	指定文化財 建造物 史跡 天然記念物	現状変更等の一定の行為を制限または禁止し文化財を保護	文化財保護法
	埋蔵文化財 包蔵地	工事の規模の大小にかかわらず届出が必要。届出の後、試掘調査、結果に応じて発掘調査を実施	

※作成図面根拠資料
 ・農振農用地資料(那須烏山市)
 ・「LUCKY(土地利用総合支援ネットワークシステム)」(国交省)
 ・「那須烏山市文化財マップ(那須烏山市)」
 ・「栃木県埋蔵文化財地図」(栃木県)